

飼い主はマナーを守って

人の心を癒やし、豊かにするペット。その一方で、動物の無責任な飼い方による近隣とのトラブルや苦情が後を絶ちません。愛情と責任を持って、他人に迷惑を掛けない飼い方を心掛けましょう。

犬・猫は捨てないで

捨て犬・捨て猫は、県動物愛護センター(富里市)に保護されても新しい飼い主が見つからない場合、最終的には処分されてしまいます。犬や猫を飼えなくなったときは、責任を持って次の飼い主を探してください。



大切に守ってあげましょう

次の飼い主が見つからない場合

でも絶対に捨てず、県動物愛護センターや印旛保健所(印旛健康福祉センター)成田支所へ相談してください。動物を捨てると「動物の愛護及び管理に関する法律」により、100万円以下の罰金が科されます。

また、県動物愛護センターでは殺処分を少しでも減らすため、収容された犬や猫の譲渡会を実施しています。譲渡会に参加し、新しい飼い主になりませんか。

犬の登録と狂犬病予防注射

飼い犬には登録(一生に1回)と狂犬病予防注射(年1回)を行い、鑑札・注射済票の交付を受ける必要があります。転入や譲渡などで市外に登録がある犬を飼う場合は登録変更の手続きをしましょう。

なお、狂犬病予防注射は毎年4

月1日から6月30日までに受けることとなっていますが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により特例措置が設けられています。12月31日までに接種を行った場合は、期間内に受けたものとみなされます。

犬の散歩は引き綱を付けて

犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬の急な動きを制御できる人が行い、引き綱を短く持ちましょう。

猫を飼うときは室内で

猫は室内で飼いましょう。ふん尿被害など、他人への迷惑を防止

できるだけでなく、病気や交通事故などの危険から猫を守ることができません。また、電気コードや観葉植物などの、口にする危険な物は片付けておきましょう。

動物の愛護・管理に関する条例

「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」で飼い主などへ次のような規制が設けられています。

- 犬・猫を合わせて10匹以上飼う場合は、保健所へ届け出る
- 犬が人をかんだ場合(こう傷事故)は保健所へ届け出て、犬が狂犬病にかかっていないかを確認するために獣医師の検診を受ける
- 届け出ない場合や検診を受けさせない場合は、過料・罰金を科される場合があります。

相談・手続きの窓口

- 犬の登録・狂犬病予防注射：環境衛生課(市役所2階 ☎20-1531)

行方不明になったペット

行方不明または保護されているペットの情報を市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page120500.html>)で掲載しています。心当たりのある人は環境衛生課(☎20-1531)へ連絡してください。

- こう傷事故の届け出：印旛保健所成田支所(☎26-7231)
- 犬・猫の飼い主探しの相談・譲渡会：県動物愛護センター(☎93-5711)、印旛保健所成田支所
- ペットに関する各種相談：千葉県動物保護管理協会(☎043-214-7814)、印旛保健所成田支所

※くわしくは各問い合わせ先へ。